

大阪市告示第399号

平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪州市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）第6条第1項又は大阪州市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）第6条第1項の規定により、局長等に事故があるとき又は局長等が欠けたときに局長等の職務を行う職員は、次のとおりとする。</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p>	<p>[同左]</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

(総務局人事部人事課)

[別紙 1]

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
[同左]		
経済戦略局長	経済戦略局理事（経済成長に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整担当）	経済戦略局理事（観光施策、文化施策及びスポーツ施策に係る調査、企画及び連絡調整担当）
万博推進局長	万博推進局理事（国際博覧会の開催に係る調査、企画及び総合調整担当）	万博推進局理事（大阪パビリオンの出展に係る調査、企画及び総合調整担当）
[同左]		
財政局長	財政局財務部長	財政局税財政企画担当部長
[同左]		

[別紙 2]

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
[略]		
経済戦略局長	経済戦略局理事（経済成長に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整担当）	経済戦略局理事（観光施策、文化施策及びスポーツ施策に係る調査、企画及び連絡調整担当）
[略]		
財政局長	<u>財政局理事</u>	<u>財政局財務部長</u>
[略]		